

石巻市監査委員告示第12号

平成30年11月27日付け石巻市監査委員告示第8号で公表した福祉部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成31年1月11日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 安倍太郎

石 福 総 第 4 3 6 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿
石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿
石巻市監査委員 安 倍 太 郎 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日 付 け 石 監 第 1 3 号 で 指 摘 が あ っ た こ の こ と に つ い て 、 地 方 自 治 法（昭和 2 2 年 法 律 第 6 7 号）第 1 9 9 条 第 1 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 措 置 を 講 じ た の で 通 知 し ま す 。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
福祉総務課 【団体事務】 日本赤十字社宮城県支部石巻市地区に係る支出事務において、請求日（平成 30 年 8 月 6 日）及び預金払出日（同月 10 日）から支払日（同年 9 月 10 日）まで約 1 か月を要する等、預金払出後、速やかに支払われていない事案が見受けられた。	請求書受領後、速やかな支払いを徹底するとともに、支払遅延がないか定期的に確認することとしました。また、現金管理が長期に渡らないように支払日を決めた上で預金払出しを行うこととしました。 今後は、現金取扱い事務が円滑かつ適正に処理されるよう職員が細心の注意を払い、執行等のチェック体制が有効に機能するよう努めます。
障害福祉課 【契約事務】 物品（公用車）購入契約において、仕様書上は契約金額に含めないとした費用（自賠責保険料 34,820 円）を契約金額に含めて処理したため、相手方への支払総額が自賠責保険料相当分少ない。	支払不足分については、相手方へ説明後、請求書を提出いただき支払処理を行いました。今後は契約事務を適正に行うため、仕様書内容の十分な確認及び職員によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。